

## 当 座 預 金

水 沢 信 用 金 庫

平成24年7月1日現在

1.商品名	・当座預金(決済用預金に該当します)
2.販売対象	・法人および個人の方 (ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります)
3.期 間	・期間の定めはありません。
4.預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
5.払戻方法	・小切手が支払のために呈示された場合または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合に支払います。
6.利 息	・お利息はつきません。
7.税 金	—
8.手数料	・手形用紙、小切手用紙の発行については当金庫が定める手数料をいただきます。
9.付加できる特約 事項	—
10.中途解約時の 取扱い	—
11.金利情報の入手 方法	—
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13.その他参考と なる事項	<p>・預金保険制度の付保対象預金です。</p> <p>・決済用預金に該当しますので全額保護されます。</p>